

(別表2)

大山町リノベーション創業支援補助金審査基準

1. 審査項目、審査の観点、加重

審査項目		審査の観点	点数	加重	評価点
1	社会性(地域の課題解決)	ア. 生産年齢人口の減少による地域コミュニティ、産業の崩壊等、地域社会が抱える課題の解決に資する。	5	×3 =	15
2	事業性(収益・発展)	ア. 事業収益による自立的な事業の継続が可能である。 イ. 活動内容が、内容の充実や受益者の増など、今後の発展性が期待できるものとなっている。	5	×3 =	15
3	必要性	ア. 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が不十分で、これを補うものであること。	5	×3 =	15
4	計画の継続性・持続性	ア. 申請者が継続的に取組みを行うための体制を整えている。 イ. 事業継続のための取引先、手段(ツール)が示され、必要なノウハウが備わった計画となっている。 ウ. 活動を継続するための複数年のスケジュールが示されている。	5	×3 =	15
5	立地・関係集落との協調性	ア. 拠点が、事業の採算が見込める場所に選定されている。 イ. 集落の理解を得やすい活動である。	5	×3 =	15
6	人材育成・雇用	ア. 地域で活躍する、または潜在する人材に着目した活動である。 イ. 地域の人材活用により、事業の効果を高めることが期待される。 ウ. 町内雇用を生む事業である。	5	×2 =	10
7	リノベーションの妥当性	ア. 建築物の全体の機能等を変更する改修である。 イ. 事業内容に対して、改修内容が適正な計画となっている。 ウ. 事業規模にかかわらず、費用対効果が期待される。	5	×2 =	10
8	新規性	ア. 時代潮流を踏まえ、新たな第一歩を踏み出す活動である。 イ. 活動の開始にあたっての熱意や意欲が感じられる。 ウ. 国内での取組みとして独自性(オリジナリティ)または目新しさ(革新性)が感じられる。	5	×1 =	5
8項目、100点満点					100

2. 評価区分、評価の観点

評価点数	評価の観点
5	審査表の内容欄に示されていることが実現されており、事業内容として申し分ない。
4	審査表の内容欄に示されていることがある程度実現され、事業内容として問題ない。
3	審査表の内容欄に示されていることができていない部分もあるが、事業の実施にあたり改善することで対応できる。
2	審査表の内容欄に示されていることができていない部分が多く、事業内容として効果が少ない。
1	審査表の内容欄に示されていることができておらず、事業内容として実施が困難かつ効果がない。